

## 障害者福祉サービスをご利用ください

4月から次の障害者福祉サービスをご利用いただけます。サービスを利用するには前もって担当課への申請が必要です。

■訪問理美容サービス事業  
自宅で行う理美容サービスを提供します。  
対象者  
体幹機能や下肢機能の障害

で理美容院の利用が困難であり、身体障害者手帳1、2級を所持する65歳未満のかた  
利用回数  
年4回利用できる利用券を交付します。

助成限度額 1回3000円

■移動支援事業  
利用者の自宅と医療機関等との間を移送します。  
対象者  
常時、車椅子を使用している在宅の重度身体障害者

助成内容  
年間24枚の助成券を交付。  
自己負担額  
移送料の3000円までは1割を負担していただきます。3000円を超えた場合は、超えた移送料が加算されます。(タクシー利用券との併用はできません)

■訪問入浴サービス事業  
自宅での入浴介護サービスを提供します。  
対象者  
自宅での入浴またはデイサービス施設への通所が困難である在宅の重度身体障害者

■紙おむつ等支給事業  
紙おむつなどの介護用品が購入できる利用券を交付します。また、おむつ用の指定ごみ袋(年間30枚)を無料支給します。  
対象者  
寝たきりの障害者で、紙おむつを必要とする65歳未満のかた  
対象の介護用品  
紙おむつ(パンツまたはフラットタイプ)、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー  
利用方法  
市の登録販売店で、利用券と引き換えに購入していただきます。

## タクシー利用助成券および 公衆浴場無料開放利用券を交付します

タクシー利用助成券および公衆浴場無料開放利用券を4月1日から交付します。お近くの交付場所へ住所、氏名、年齢が分かるもの(健康保険証、運転免許証、障害者手帳など)と印鑑を持参して手続きをしてください。

### タクシー利用助成券について

#### ■交付対象者

- ①在宅高齢者(満75歳以上で所得税が非課税の世帯のかた)
- ②重度心身障害者(身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A所持者)

- 交付枚数 ①…1人年間12枚(同一世帯の2人目からは年間6枚)  
②…1人年間24枚

### 公衆浴場無料開放利用券について

■交付対象者 高齢者(満65歳以上)、障害者手帳所持者

■交付枚数 1人年間36枚

#### ■利用できる公衆浴場

湯之谷温泉(洲之内)、吉原湯(神拝甲)、福長湯(大町)、いがり温泉(檜木)、宝湯(壬生川)、明神湯(高田)、曙湯(河原津)、道前溪温泉(丹原町来見)

■無料開放日 水曜日(いがり温泉は木曜日)

#### 注意事項

- 年度途中での交付は月割りとなります。
- 昨年度交付した利用券は、4月から使用できません。

交付場所・問合せ

#### ■高齢者対象の交付場所

- 市庁舎別館高齢介護課 長寿・いきがい対策係(内線2342)
- 東予総合支所福祉課 高齢福祉係(内線133)
- 丹原総合支所保健福祉課 高齢介護係(内線281)
- 小松総合支所保健福祉課 高齢介護係(内線123)
- 居住地の公民館(公衆浴場無料開放利用券のみ)

#### ■障害者対象の交付場所

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係(内線2325)
- 東予総合支所福祉課 障害者福祉係(内線131)
- 丹原総合支所保健福祉課 社会福祉・援護係(内線210)
- 小松総合支所保健福祉課 社会福祉・援護係(内線124)

## 特別障害者手当の支給

日常生活で常に特別の介護を必要とし、重度の障害が重複する20歳以上のかたへ手当を支給します(施設に入所または病院等に入院しているかたを除きます)。

■支給額 26,520円

所得制限等がありますので、詳しくは、市役所の障害者担当窓口へお問い合わせください。

- 利用限度額 月額6000円  
問合せ  
○市庁舎別館社会福祉課障害者福祉係(内線2325)  
○東予総合支所福祉課障害者福祉係(内線131)  
○丹原総合支所保健福祉課社会福祉・援護係(内線210)  
○小松総合支所保健福祉課社会福祉・援護係(内線124)